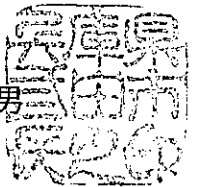


NPO法人 兵庫県腎友会
会長 松菱 理恵子 様

三田市長 森 哲 男



令和3年度予算にかかる要望について（回答）

盛夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年7月6日付で提出のありましたみだしの件について、下記のとおり回答します。

記

1. 安心して治療生活続けるために（各所管課回答）

- ① 三田市では「重度障害者医療費助成事業」につきましても、兵庫県と共同事業として実施しております。所得制限につきましても、県制度では、世帯合算により所得判定しておりますが、市独自制度として世帯合算で所得判定は行っておらず、県制度より充実したものとなっております。なお、同制度につきましても、財政状況や社会情勢を見ながら県制度の状況を確認した上で継続してまいります。また、本事業の継続を兵庫県への進言することにつきましても、兵庫県において総合的に判断していただくものであると考えております。（国保医療課回答）
- ② 身体障害者手帳の交付につきましても、身体障害者福祉法に規定され、認定基準に基づき兵庫県知事が交付することになっております。認定基準の見直しにつきましても、交付、判定機関（兵庫県）において障害の種類ごとのバランスや課題等を踏まえ総合的に判断すべきことと考えております。（障害福祉課回答）
- ③ 通院時にご利用いただける制度としましては、「高齢者運賃助成」及び「重度障害者（児）タクシー料金助成」があります。高齢者運賃助成は、70歳以上の全ての人に、電車・バス・タクシーでご利用いただける割引証を年間7,500円分発行し、公共交通等のご利用料金の概ね半額を助成するものです。タクシー料金助成では、重度障害者（児）に1ヶ月あたり580円の助成券を4枚発行しています。高齢化により対象者の増加が予測されることから、ご要望にある交通事情等や他市の取り組み状況等も踏まえ、今後も利用しやすい制度に向けて検討してまいります。（交通まちづくり課回答）

- ④ 三田市では、平成 30 年度から 3 カ年を計画期間とする第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき介護基盤の整備に努めております。この計画におきまして、特別養護老人ホームを 80 床、認知症対応型グループホーム 1 施設の整備を定めており、計画期間での開設に向けて取り組みを進めてまいります。

第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画におきまして、「高齢者の生きがいづくり、健康づくり」、「介護予防の推進」、「在宅医療・介護連携の推進」等を重点項目とし、地域包括ケアの深化・推進をめざし取り組みを進めております。本年度は、第 7 期計画の取り組みの評価を行い、第 8 期計画の策定を進め、地域包括ケアシステムの更なる推進を目指します。(介護保険課、いきいき高齢者支援課回答)

- ⑤ 今後、高齢化が加速度的に進む中、地域包括ケアシステムの中核を担われるケアマネジャーの資質の更なる向上は、介護保険事業の適正化を推進する上において重要な要素のひとつであると考えております。高度なケアマネジメントに取り組むためには、介護、福祉はもとより医療に関する知識も必要となることから、三田市としましても資格更新や主任ケアマネの資格取得、更新時に県が実施する研修や、市、地域包括支援センターが実施する研修等の機会を活用し資質向上に努めてまいりました。今後は、三田ケアマネジャー協会の皆さまとも連携を図りながら、更なる資質向上に向けての取り組みを展開してまいります。(介護保険課回答)

2. 腎疾患総合対策の充実をめざして（健康増進課回答）

- ① 慢性腎臓病は、重症化すれば命に関わる重篤な疾患ですが、生活習慣の改善や薬物療法等により進行予防が可能なものでもあるため、シンポジウムの開催等により、正しい知識の普及啓発を図ることは非常に重要であると考えております。

現在、三田市では腎機能障害の主な原因となっている高血圧、糖尿病などの生活習慣病予防の観点から、各種健康診査や、健診後の保健指導などを実施しており、健診の項目に血清クレアチニン・eGFR 値を導入し、腎機能評価について受診者に啓発しているところです。

今後も健康関連のイベント、健康教育や健康相談、地域での健康推進員活動など様々な機会を活用して、意識啓発等も行っております。

- ② 特定保健指導の徹底につきましては、その利用率向上に向けて、現在、電話や文書による勧奨を行っており、市内開業医とも連携を進めております。

また、特定保健指導の取り組み強化策として、平成 30 年度より集団健診受診者のうち国民健康保険に加入しており特定保健指導該当となる見込みのある受診者に対して、健診当日の初回面談を実施することにより、対象者がより特定保健指導を利用しやすい環境を整備しております。

重症化予防につきましては、平成 30 年 3 月に策定した三田市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、平成 30 年度より三田市国保糖尿病性腎症重症化予防事業を実施しております。糖尿病性腎症の疑いのある対象者に対して、医師会との連携のもと、保健師が医療機関受診の必要性を伝え継続的な保健指導を行うことにより、糖尿病の重症化予防と生活の質の向上に繋がるものと考えております。

特に、令和元年度からは市とかかりつけ医とで使用する連絡票を活用し、医師会との連携強化を図っております。

3. 災害に備えて（危機管理課回答）

- ① 「災害時の人工透析供給体制の確保について」に関する兵庫県・他自治体との連携につきましては、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に包括されている内容であり、これに基づき対応することになります。今後、兵庫県地域防災計画等により新たな対応方針等示されましたら、随時対応してまいります。

また、緊急時の福祉避難所からの患者の移送につきましては、施設側との受け入れ可否調整を経た上で、自力または家族等による移動が困難な場合、災害時応援協定を締結している移送業者の車両及び市の保有車両等により、移送対応を実施することとしております。

- ② 災害時における個別支援につきましては、三田市避難行動要支援者支援制度により、対象となるすべての方の名簿を作成して整理しております。対象となる方のうち平常時から地域への名簿提供に同意している方の名簿を区・自治会、民生委員、警察へ提供しており、それを元に地域の中での支援体制について検討をお願いしております。

今後も、地域による具体的な支援体制構築の推進を図っていただけるよう、地域への働きかけを推進してまいります。

- ③ 引き続き、災害時における応急給水体制の整備に取り組んでまいります。

4. 患者の社会参加の為に（各所管課回答）

- ① 三田市では、障害者総合支援法に基づく就労系サービスのほか、障害者等の生活支援につきましては障害者生活支援センター、就労支援につきましてはハローワークと連携して取り組みを進める障害者就業支援センターを設置し、本人、家族等に対する相談や、就労を継続するための就労先との調整などの支援も行っております。また、平成 29 年 7 月に設置した障害者基幹相談支援センターでは、「(略称) 三田市障害者共生条例」に基づいた障害者差別に該当すると思われる事案についての相談業務を行っております。(障害福祉課回答)

- ② 三田市では、障害者の差別解消の推進に対し、市職員が適切に対応するための基本的事項を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する三田市職員対応要領」を作成し、職場での人権研修や新任職員、新任管理職等の階層別の職員を対象とした研修の中で障害者への差別解消について学ぶとともに、昨年度、障害のある人もない人も「共に生き、互いを尊重し、応援し合える社会」を目指し、行政が取り組む内容を集約した「共生社会推進プログラム～障害のある人とともに～」を作成し、取り組みを進めているところです。

透析患者の方への個別具体的な取り組みにつきましては、当該対応要領に具体的に記載しておりませんが、職員の通院への配慮につきましては、状況に応じた柔軟な対応を行っております。

また、三田市民病院では外来での人工透析は実施していないため、具体的な取り組みは行っておりませんが、この対応要領に基づき必要かつ合理的な配慮に努めてまいります。(人事課、市民病院医事課回答)

5. 感染症対策の取組について (健康増進課回答)

① 三田市におきましても「高齢者肺炎球菌ワクチン」は、法定化に伴い平成26年10月から定期予防接種として実施し、令和元年度からは65歳以上の節目年齢になる未接種者に対して予防接種を実施しております。行政としての独自の取り組みにつきましては、2回目以降の助成などを含め、現在のところ予定しておりませんが、肺炎球菌ワクチンに関する知識及び制度等につきましては、市民や医療機関等に広く周知徹底を図ってまいります。

② ウイルス感染が疑われる患者が発生した場合につきましては、行政検査及び感染症指定医療機関への患者搬送や入院措置等の対応が迅速に行えるよう、宝塚健康福祉事務所(保健所)と連携し、感染の拡大及び蔓延防止に努めているところです。

新型コロナウイルス感染症についても、兵庫県と連携しながら、安心して医療が受けられるよう対策を講じてまいります。

お問い合わせ

経営管理部行政管理室総務課 (TEL 079-559-5035)

回答させていただいた内容に質問等がございましたら、上記お問い合わせにご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。